

外務省防災業務計画

平成28年7月

外 務 省

外務省防災業務計画

平成17年3月31日外務省訓令第10号

平成19年3月1日一部改正外務省訓令第2号

平成20年8月7日一部改正外務省訓令第13号

平成24年11月12日一部改正外務省訓令第26号

平成28年7月20日一部改正外務省訓令第18号

第1編 災害一般に係る防災業務計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第36条第1項の規定に基づき、外務省の所掌事務について、防災に関しとるべき措置を定め、もって災害対策の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この業務計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「災害」とは、災対法第2条第1号に規定する災害をいう。
- 二 「防災」とは、災対法第2条第2号に規定する防災をいう。
- 三 「関係機関」とは、災対法第2条第3号から第6号までに規定する機関及び地方公共団体をいう。
- 四 「各局部等」とは、大臣官房各課（官）室（外務報道官・広報文化組織を除く。）、外務報道官・広報文化組織、総合外交政策局、軍縮不拡散・科学部、アジア大洋州局、南部アジア部、北米局、中南米局、欧州局、中東アフリカ局、アフリカ部、経済局、国際協力局、地球規模課題審議官組織、国際法局、領事局、国際情報統括官組織、外務省研修所及び外交史料館をいう。
- 五 「在日外交使節団等」とは、本邦にある外交使節団、領事機関、国際機関代表部及び国際機関をいう。

第2章 防災体制の整備等

(防災組織の整備)

第3条 外務省の防災に関する組織は、外務大臣の統括の下に明確な範囲の所掌事務と権限を有する各局部等によって系統的に構成されるものとし、各局部等は、すべて一体として防災に関する行政機能を発揮する。

(災害対策本部等)

第4条 外務大臣は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策及び災害復旧を推進するため特別の必要があると認めるときは、災害対策本部を設置する。

- 2 災害対策本部の名称並びに設置の場所及び期間については、外務大臣が決定する。
- 3 災害対策本部の組織その他必要な事項は別に定める。

第3章 災害予防対策

(防災体制の普及・整備)

第5条 防災対策の整備等を担当する大臣官房の関係各課室は、各局部等の長と協力して、職員に対し、防災に関する知識の普及を図るとともに、庁舎管理体制の確立、その他防災体制の整備に努める。

(在日外交使節団等への防災知識の普及等)

第6条 関係する各局部等の長は、必要に応じ、関係機関に対し、当該関係機関が行う防災知識の普及活動その他予防対策が在日外交使節団等に対しても適切に行われるよう要請するとともに、これに協力する。

(防災教育)

第7条 関係する各局部等の長は、防災業務に携わる職員に対し、防災業務が円滑に行われるよう必要な教育を行う。

(防災訓練)

第8条 関係する各局部等の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定し、毎年1回以上、防災上必要な総合的で実践的な防災訓練を行う。

2 関係する各局部等の長は、防災訓練を行うに当たっては、訓練の内容が実践的で効果的なものとなるよう、事前に十分な準備を行う。

3 関係する各局部等の長は、訓練実施後にその結果を評価し、必要に応じて災害対策の見直しを行う。

(防災中枢施設の整備等)

第9条 関係する各局部等の長は、災害が発生した場合に備え、外務本省が応急対策の中枢拠点としての機能を果たすことができるよう、庁舎の防災機能の向上等を目的として、庁舎の耐震性の強化、備品等の転倒防止対策の充実、非常用自家発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄、その他防災活動体制の整備等に努める。

2 関係する各局部等の長は、非常用自家発電機、非常用通信機器等防災に関する資機材の整備及び点検を行うとともに、その取扱い、操作の習熟等のための適切な措置をとる。

(通信手段の確保)

第10条 関係する各局部等の長は、災害時において外務本省と在外公館との間の通信の確保を図るため、平常時から災害対策に対応した通信設備の点検を定期的を実施するとともに、災害時においても通信の確保が可能となるよう通信設備の多重化及び地上系、衛星系等による通信回線の多ルート化を推進する。

(支援受入の調査等)

第11条 関係する各局部等の長は、災害時における海外からの支援の受入の可否の判断及び受入の実施が円滑に行われるように、平常時から関係機関と協力して、海外の支援機関について、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけさせない自己完結型であるか等を調査し、情報の蓄積を図る。

第12条 関係する各局部等の長は、関係機関と協力して、海外からの支援受入を円滑に実施するために必要な諸手続の整備に努める。

第4章 関係機関との協力

(関係機関との協力)

第13条 関係する各局部等の長は、この計画を実施するに当たり、関係機関の行う防災活動との間の整備を図ることにより、防災活動の総合的な推進に寄与するよう努める。

第5章 災害応急対策及び災害復旧

(各局部等の長がとる措置)

第14条 関係する各局部等の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、この章に定めるもののほか、その所掌事務に関し、災対法、防災基本計画その他の関係法令等に基づき、災害発生の防止及び拡大防止のための所要の応急措置並びに災害復旧のために必要な措置をとる。

(情報の収集及び伝達)

第15条 関係する各局部等の長は、適切な災害応急対策及び災害復旧が推進されるよう、関係機関と協力し、必要な情報の収集及び伝達に努める。

(外交機能等の維持、保全及び復旧)

第16条 関係する各局部等の長は、国の安全の確保並びに国民の生命、身体及び財産の保護のために必要な外交機能並びに旅券事務、各種証明事務等の国民生活に直接関連する業務機能の維持、保全及び復旧に努める。

(在日外交使節団等への援護)

第17条 関係する各局部等の長は、在日外交使節団等がその機能の維持、保全及び復旧のために我が国の協力を求めるときは、関係機関に対して協力を要請するとともに、関係機関と共同して可能な限りの協力をする。

2 関係する各局部等の長は、在日外交使節団等が在日外国人の救護活動につき、我が国の協力を求めるときは、関係機関と共同して可能な限りの協力をする。

(関係機関に対する協力)

第18条 関係する各局部等の長は、関係機関の行う災害応急対策及び災害復旧が在日外交使節団等に対しても円滑に行われるよう協力する。

第19条 関係する各局部等の長は、災対法第29条又は第30条の規定による職員の派遣についての要請又はあっせんがあるときは、同法第31条に基づき外務省の所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

(海外からの支援受入)

第20条 関係する各局部等の長は、諸外国、国際機関等から支援の申入れがある場合には、その種類、規模、内容、到着予定日時、場所等を関係機関に通報する。在日米軍からの支援の申入れがある場合も、また同様とする。

2 関係する各局部等の長は、関係機関と協議の上、支援の受入れの諾否及び受け入れる場合の支援内容を速やかに諸外国、国際機関等又は在日米軍に通報する。

3 関係する各局部等の長は、関係機関と協議の上、海外より支援を受ける必要があると認める場合には、申入れの有無にかかわらず、諸外国、国際機関等に協力、援助等を要請する。在日米軍に協力、援助等を要請する場合も、また同様とする。

4 関係する各局部等の長は、諸外国、国際機関等からの支援要員又は物資の受け入れ

が円滑に実施されるよう必要な措置をとるとともに、関係機関に協力を要請する。在日米軍からの支援要員又は物資受入についても、また同様とする。

(原子力艦の災害情報の収集・連絡等)

第21条 関係する局部等の長は、原子力艦の原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の対応をとるものとする。

一 外国政府から原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合は、その内容を官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、関係機関及び関係地方公共団体に連絡し、緊密な連携の確保に努めること。

二 前号の通報を受けたときは、災対法第2条第3号に規定する指定行政機関のうち、関係する指定行政機関（以下本章において「関係行政機関」という。）と協議の上、外国政府に対し、周辺地域（海域）における立入り制限区域の設定等のための事故の規模等についての必要な情報提供を要請すること。

三 第1号の通報を受けた場合において、応急対策の迅速かつ的確な準備等に資するため必要があると認めるとき、又は地方公共団体の要請があるときは、職員を現地に派遣し、必要な調整等の任務に当たらせること。

2 原子力艦の原子力災害が発生していない場合又は発生のおそれがない場合でも、外国政府から外務省に対し、原子力艦の安全性に関して通報がある場合には、事案の軽重にかかわらず、いかなる場合であっても、関係する局部等の長は、遅滞なく官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、関係機関及び関係地方公共団体に連絡・通報する。

(外国政府との調整)

第22条 関係する局部等の長は、関係行政機関と協議の上、原子力艦の原子力災害の規模その他の状況により、当該災害に係る災害応急対策を実施する必要があると認める場合は、外国政府に対し、適切な措置を講ずるよう要請する。

(情報の提供の強化)

第23条 関係する局部等の長は、在日外交使節団等に対し、原子力艦の原子力災害の状況、災害応急対策及び災害復旧等に係る情報提供を迅速に行う。

第6章 地域防災計画作成の基準となるべき事項

(計画作成の基準)

第24条 外務省の所掌事務に関連し、地域防災計画の作成に当たっての基準となるべき事項は、第7条〔防災教育〕、第17条〔在日外交使節団等への援護〕及び第18条〔関係機関に対する協力〕の規定の趣旨にのっとりた事項のほか、関係機関との緊密な連携の確保に関する事項とする。

第7章 補則

(実施の細則)

第25条 この業務計画に定めるもののほか、防災に関してとるべき措置の細目については、各局部等の長が必要に応じて別に定める。

第2編 大規模地震に係る地震防災強化計画

第1章 総則

(目的)

第26条 この強化計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）第6条第1項に基づき、外務省の所掌事務について、大規模な地震による地震防災対策その他地震防災上重要な対策に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第27条 この強化計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「地震防災」とは、地震法第2条第2号に規定する地震防災をいう。
- 二 「地震予知情報」とは、地震法第2条第3号に規定する地震予知情報をいう。
- 三 「警戒宣言」とは、地震法第2条第13号に規定する警戒宣言をいう。
- 四 「地震防災応急対策」とは、地震法第2条第14号に規定する地震応急対策をいう。
- 五 「関係機関」とは、地震法第2条第5号から第8号までに規定する機関及び地方公共団体をいう。

第2章 地震防災の予防対策

（防災知識の普及等）

第28条 地震防災の予防対策上必要な防災知識の普及については、第5条の規定を準用する。

（防災訓練）

第29条 関係する各局部等の長は、国の総合的な防災訓練の一環として、関係機関と連携を図りつつ、地域防災対策強化地域に係る大規模地震を想定した防災訓練を実施する。

第3章 地震防災応急対策の措置

（地震予知情報等の伝達）

第30条 地震予知情報及び地震災害に関する警戒宣言（以下「地震警戒宣言」という。）が発せられた場合の情報の伝達経路は、別図のとおりとし、迅速かつ確実に各局部等及び在日外交使節団等に伝達する。

（地震災害警戒本部）

第31条 外務大臣は、地震警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため必要があると認めるときは、地震災害警戒本部を設置する。

- 2 前項の地震災害警戒本部を設置する場合については、第4条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第2項及び第3項の規定中「災害対策本部」とあるのは「地震災害警戒本部」と読み替えるものとする。

第4章 地震発生後の災害対策本部、災害応急対策及び災害復旧

（地震災害に係る災害対策本部等）

第32条 外務大臣は、地震発生後において、災害応急対策及び災害復旧対策を実施するため必要があると認めるときは、第4条の定めるところに従い、災害対策本部を設置する。

- 2 前条の地震災害警戒本部は、当該地震に関する前項の災害対策本部が設置された場合又は当該地震に関する警戒解除宣言が出された場合には、廃止する。

(情報の収集、外交機能の維持等)

第33条 地震発災後の災害応急対策及び災害復旧に係る措置を実施するに当たっては、必要に応じ、第1編第4章〔関係機関との協力〕及び第5章〔災害応急対策及び災害復旧〕の規定を準用する。

(地震防災、災害応急対策等の実施要員の確保等)

第34条 各局部等の長は、地震防災、地震災害応急対策及び災害復旧に係る措置を実施するため、要員の確保に努めるものとし、あらかじめ、その要員を定めておくものとする。

第5章 補則

(実施の細則)

第35条 この強化計画に定めるもののほか、地震防災に関してとるべき措置の細目については、各局部等の長が必要に応じ別に定める。

第3編 南海トラフ地震に係る地震防災対策推進計画

(推進計画)

第36条 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項に基づく外務省の所掌事務に係る地震防災対策の推進に関する推進計画は、第1編に規定する災害一般に係る防災業務計画を基本とし、同編の規定により、地震防災対策を推進するものとする。

第4編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進計画

(推進計画)

第37条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項に基づく外務省の所掌に係る地震防災対策の推進に関する推進計画は、第1編に規定する災害一般に係る防災業務計画を基本とし、同編の規定により、地震防災対策を推進するものとする。

附 則（平成17年外務省訓令第10号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年外務省訓令第2号）

この訓令は、平成19年3月1日から施行する。

附 則（平成20年外務省訓令第13号）

この訓令は、平成20年8月7日から施行する。

附 則（平成24年外務省訓令第26号）

この訓令は、平成24年11月12日から施行する。

附 則（平成28年外務省訓令第18号）

この訓令は、平成28年7月20日から施行する。

別図（第30条関係）

地震予知情報伝達経路

* 情報伝達責任者は各課（官）・室長

